様式第一（第二条関係）

（表面）

第　　号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法
第15条第２項の規定による特定事業者立入質問検査身分証明書

写 真	職名 氏名 年　月　日生 年　月　日発行 年　月　日限り有効 環境大臣　　印

（裏面）

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法抜すい

（報告及び検査）

第15条　環境大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、特定事業者に対し、その業務若しくは財産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、特定事業者の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第38条　第15条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、１年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

備考　要旨の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。